一般社団法人鹿角青年会議所定款

第１章　総　　則

（名　　称）

第1条　本会議所は、一般社団法人鹿角青年会議所（英文名 Junior Chamber International KAZUNO）と称する。

（事　務　所）

第2条　本会議所は、主たる事務所を秋田県鹿角市に置く。

（目　　的）

第3条　本会議所は、地域社会及び国家の発展をはかり、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。学術、技芸、慈善その他公益に関する事業であって「不特定」かつ「多数」のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

（運営の原則）

第4条　本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2　本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

3　本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

（事　　業）

第5条　本会議所は、第３条の目的達成のため､次の事業を行う。

(1)　政治、経済、社会、文化等に関する調査研究及びその改善に資する計画の立案並びにその実現を推進する諸事業

(2)　指導力啓発の知識及び教養の修得、向上並びに能力の開発を利する事業

(3)　国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内国外の青年会議所その他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業

(4)　その他会議所の目的達成に必要な事業

第２章　会　　員

（種別）

第6条　本会議所の会員は、次の種別とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の会員とする。

(1)　正会員

鹿角市、鹿角郡及びその周辺に住所又は勤務先を有する満 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、事業年度中に満 40 歳に達した場合その年度内は正会員としての資格を有する。

(2)　準会員

正会員に成り得る資格を持つ青年であり、正会員となる前に予備会員として本会議所の知識を得たいと希望する者で、理事会において入会を承認されたものを準会員とする

(3)　特別会員

40 歳に達した事業年度の終了する日に正会員であったもので、理事会の承認及び会員資格規定で定める手続きを経たものを特別会員とする。

(4)　名誉会員

本会議所に功労のあった者で、理事会で承認されたものを名誉会員とする。名誉会員からは会費を徴収しない。

(5) 賛助会員

本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人又は法人、その他団体で理事会において承認されたものを賛助会員とする。

(入　　会)

第7条 本会議所の正会員及び準会員になろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 この他入会に関する事項は、会員資格規定に定める。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、会議所の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 準会員、特別会員、名誉会員、賛助会員については会員資格規定に定める。

(会員の義務)

第9条 会員は、定款その他規定を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

2 会員は会員資格規定に定める会費を納入しなければならない。但し、理事等の役員が制限年齢に達した翌年度までの職務を担っている場合はこの限りではない。

(休　　会)

第10条 会員がやむを得ぬ事由により長期出席できないときは、理事会の承認を得て休会することができる。ただし休会中の会費は、これを免除しない。

2 このほか休会に関する事項は、会員資格規定に定める。

(会員資格の喪失)

第11条 本会議所の会員は、次の事由によりその資格を失う。

1. 法人または団体が解散したとき。
2. 第 12 条により退会したとき。
3. 死亡または失踪宣言を受けたとき。
4. 総正会員の同意があったとき。
5. 第 13 条により除名されたとき。
6. 成人被後見人又は被保佐人になったとき。

(退　　会)

第12条 会員は、本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。

(除　　名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、本会議所は当該会員に対し、総会の 1 週間前までにその旨を通知し、総会において弁明をする機会を与えなければならない。

1. 会議所の目的遂行に反する行為のあるとき。
2. 会議所の秩序を乱す行為のあるとき。
3. 会費納入義務を履行しないとき。

4. 本会議所の定款又は規則に違反したとき。
5. その他除名すべき正当な事由があるとき。
6. その他会員として適当でないと認められたとき。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第14条　会員が第11条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 本会議所は会員がその資格を喪失しても、既納の会費、その他拠出金品はこれを返還しない。

第３章　役　　員

（役員の設置）

第15条　本会議所に次の役員を置く。

(1) 理事　　３名以上
(2) 監事　　２人以上

2 前項の理事のうち、１名を理事長とする。1名以上を副理事長、１名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする

4 本会議所の理事は正会員でなければならない。

5 理事及び監事は相互に兼ねることはできない。

（役員の選任）

第16条　理事及び監事は総会の会議によって選任及び解任する。

2 理事は本会議所の正会員のうちから選任しなければならない。

3 監事は本会議所の会員のうちから選任しなければならない。

4 理事長、副理事長及び専務理事は理事会の決議によって理事の中から選任する。
ただし、理事長及び専務理事を選定する場合において、総会の決議により理事長候補者及び総務理事候補者選出し、理事会において、当該候補者を選定する方法によることができる。

5 本会議所の理事のうち、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

6 本会議所の監事には、本会議所の理事（親族その他特殊関係がある者を含む。）及び本会議所の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

7 そのほか役員の選任に関して必要な事項は、役員選任に関する規定に定める。

（理事の職務・権限）

第17条　理事は理事会を構成し、本定款で定めるところにより本会議所の職務の執行を決定する。

2 理事長は本会議所を代表し、職務を執行する。

3 副理事長は、理事長の職務の執行を補佐する。
4 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
5 理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第18条 監事は理事の職務の執行を監視し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、理事および使用人に対して事業の報告を求め、または本会議所の業務及び財産の状況を調査することが出来る。

（理事への報告義務）

第19条 監事は理事が不正の行為をし、もしくは該当行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（理事への出席義務）

第20条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
2 監事は前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（総会に関する報告義務）

第21条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

（監事による理事の行為の差し止め）

第22条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他資料を調査しなければならない。この場合において、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

（任期）

第23条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を　妨げない。
2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了するときまでとする。
4 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利を有する。

（解任）

第24条　役員は総会の決議により解任することができる。

（直前理事長）

第25条　本会議所に直前理事長を1名置くことができる。

2　直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、理事の職務について必要な助言を行わなければならない。

3　直前理事長は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4　直前理事長の任期、辞任及び解任に関しては、第23条第1項及び第24条の規定を準用する。

（顧問）

第26条　本会議所に顧問を若干名置くことができる。

2　顧問は、理事会の推薦により理事長がこれを委嘱する。

3　顧問は、本会議所に対し、必要な助言を行うことができる。

4　顧問の任期、辞任及び解任に関しては、第23条第1項及び第24条の規定を準用する。

（報酬）

第27条　理事、監事、直前理事長及び顧問は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとする。

2　前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

（取引の制限）

第28条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)　自己又は第三者のためにする本会議書の事業の部類に属する取引。

(2)　自己又は第三者のためにする本会議書との取引。

(3)　本会議所がその理事の責務を保障することその他理事外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引。

2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3　前2項の取扱いについては第41条に定める理事会の規定によるものとする。

4　（責任の免除）

第29条　本会議所は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の定める額を限度として免除することができる。

第4章　総　　会

（総会の構成）

第30条　会議所の総会は、正会員をもって構成する。但し正会員以外の会員に対しても通知を送り、出席を求めることができる。
2　前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の会員総会とする。
（総会の権限）

第31条　総会は次の事項について決議する。
(1)　定款の変更
(2)　事業計画及び収支予算の決定ならびに変更。
(3)　事業報告及び会計報告の承認。
(4)　役員の選任及び解任。
(5)　会費の額の決定並びに変更。
(6)　解散及び残金財産の処分。
(7)　正会員の資格を有しない監事は無報酬とする。
(8)　会員の除名。
(9)　その他特に重要な事項。
（総会の開催）
第32条　総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。
（総会の招集）
第33条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。
2　総会を招集する場合は次に掲げる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。
(1)　総会の日時及び場所
(2)　総会の目的である事項があるときは、当該事項
(3)　前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
3　事務長は、5 分の 1 以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったときは、請求のあった日から30日以内の日を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。
4　理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。
5　（総会の議長）
第34条　総会の議長は当該総会において正会員の中から選出する。
（総会の議決権）
第35条　総会における議決権は正会員 1 名につき 1 個とする。
（総会の定足数）
第36条　総会は総正会員の議決権の過半数を有する会員の出席により成立する。
（総会の決議）
第37条　総会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人法第 49 条第 2 項及び本定款に規定するものを除き、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、創生会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数

をもってこれを決する。
(1)　会員の除名
(2)　監事の解任
(3)　定款の変更
(4)　解散
(5)　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定款の枠に達するまでのものを選任する。

(総会の議決権行使の委任)

第38条　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、法令の定める所により他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第39条　総会の議事については、法令の定める所により、議事録を作成しなければならない。
2　議事録には出席した正会員数の中から指名された議事録署名人 2 名が署名捺印しなければならない。

第５章　理　事　会

(理事会の構成)

第40条　本会議所に理事会を置く。
2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第41条　理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。
(1)　理事長、副理事長ならびに専務理事の選定及び解職。
(2)　総会に日時及び場所、並びに議事に付すべき事項の決定。
(3)　総会で決する以外の規定の制定、変更及び廃止に関する事項。
(4)　事業計画及び収支予算の承認。
(5)　前号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
(6)　理事の職務執行についての監督。
2　理事会は次に掲げる事項その他重要な職務執行の決定を理事に委任することはできない。
(1)　重要な財産の処分及び譲り受け。
(2)　多額の借財。
(3)　重要な使用人の選任及び解任。
(4)　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止。
(5)　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の職務の適正を確保する為に必要な法令で定める体制の整備。
(6)　第 29 条の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

第42条　理事会は定例理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

2　定例理事会は毎月 1 回開催する。
3　臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき
(2)　理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
(3)　前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が自ら招集したとき。
(4)　第 20 条第 2 項及び第 3 項の規定により、監事から理事長招集の請求があったとき。
(5)　理事長が欠け又は理事長に事故があり、各理事が理事会を招集したとき。

（理事会の招集）
第43条　理事会は本定款に別に定める場合のほか理事長が招集する。
2　理事長は前条第 3 項第 2 項第 2 号の請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集する者は、会議に日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに各理事、各監事、直前理事長等に対し通知しなければならない。
4　前項の規定にかかわらず、各理事及び各監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（理事会の議長）
第44条　理事会の議長は理事長もしくは理事長が指名したものがこれにあたる。

（理事会の定足数）
第45条　理事会は決議に加わることのできる理事の半数以上の出席により成立する。

（理事会の決議）
第46条　理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数をもって決する。
2　前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

（理事会の議事録）
第47条　理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

第６章　　例会及び委員会

（例　　会）
第48条　会議所は、第 5 条の事業を実施するため、又は実施した成果を発表するために事業計画に基づき、原則毎月 1 回以上例会を開催する。
2　例会の運営については、理事会の決議により定める。

（委員会の設置）
第49条　会議所は、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、又は実施するために委員会を設置する。

2　委員会は、委員長、副委員長、及び委員をもって構成する。
3　委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て任命する。
4　正会員及び準会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会及び事務局に所属しなければならない。
5　その他委員会に関して必要な事項は運営規定に定める。

（室、会議、特別委員会）

第50条　本会議所は、事業を円滑に進めるため、室、会議、特別委員会を置くことができる。
2　前項に関して必要な事項は、運営規定に定める。

第７章　資産及び会計

（事業年度）

第51条　本会議所の事業年度は、毎年１月１日に始まり 12 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第52条　本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を得て、総会に報告しなければならない。
2　理事長は、第１項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の決議を得なければならない。
ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（事業報告及び決算）

第53条　本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。
(1)　事業報告書
(2)　事業報告の付随明細書
(3)　公益目的支出計画実施報告書
(4)　貸借対照表
(5)　正味財産増減計算書
(6)　貸借対照表及び正味財産増減計算書の付随明細書
(7)　財産目録
2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第５号の書類については、総会に提出し、第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、第４号及び第５号の書類については承認を得なければならない。
3　本会議所は、前項の総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

第８章　管　　理

（事務局）

第54条　本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。
2　事務局には事務局長を置く。又必要に応じ事務局次長を置くことができる。
3　事務局長及び事務局次長は理事長が理事会の承認を経て理事の中から任命する。

4　事務局長及び事務局次長は専務理事を補佐し、事務を掌理する。
5　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、庶務規定に定める。

（備付け帳簿及び書類）

第55条　事務局には次に掲げる帳簿及び書類を常備しておかなければならない。
(1)　定款その他諸規定
(2)　会員名簿及び会員の移動に関する書類
(3)　理事、監事の名簿
(4)　認定、許可、許可及び登記に関する書類
(5)　理事会及び総会の議事に関する書類
(6)　財産目録
(7)　事業計画書及び収支予算書等
(8)　事業報告書及び計算書類等
(9)　監査報告書
(10)　運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(11)　その他法令で定める帳簿及び書類
2　前項の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、次条第２項に定める規定によるものとする。

第９章　情報公開及び個人情報の保護

（情報の公開）

第56条　本会議所は、公正で開かれた活動を推進するために、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第57条　本会議所は、職務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする

（公告）

第58条　本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 10 章　定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第59条　本定款は総会の決議により変更することができる。
2　前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。
3　（合併等）

第60条　本会議所は、総会の決議により、ほかの一般社団法人・財団法事法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。
2　前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

（解散）

第61条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により

解散する。

（残余財産の処分）

第62条　本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（清算人）

第63条　本会議所の清算に際しては、清算人を総会において選任する。

（解散後の会費の徴収）

第64条　本会議所は、解散後においても清算結了までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

第１０章　補　　則

（清算人）

第65条　本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附　　則

1　本定款は、一般社団法人及び・財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等の関する法律（以下整備法という。）第 121 条第１項において読み替えて準用する同法106条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2　整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立を行ったときは、第 51 条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の時の日を事業年度の開始日とする。

3　本会議所の最初の理事長は小田嶋　伸一とする。

4　本規定は、2014 年 7 月 26 日より一部改正する。

5　本規定は、2017 年 9 月 13 日より一部改正する。

6　本規定は、2022 年 12 月 16 日より一部改正する。

一般社団法人鹿角青年会議所会員資格規定

第１章　目　　的

第1条　本規定は本会議所会員の資格および入会希望者の取扱に関する事項を規定したものである。

第2条　本会議所の会員は、正会員、準会員、特別会員、名誉会員および賛助会員の５種とする。

２　定款第８条第１項のただし書きについては、1月１日に満40歳に達した正会員も含むものとする。

第２章　入　　会

第3条　本会議所に正会員及び準会員として入会を希望するものは、正会員 ２ 人の推薦により所定の入会申込書を提出しなければならない。

第4条　前条の推薦者の資格は、次の各号の通りとする。

(1) 入会後満 １ ヵ年以上経過している者で前年度の出席率が60％以上の者

(2) 被推薦者に対して１ヵ年の義務履行の連帯保証が出来る者

第5条　理事会は、入会資格調査を会員研修を担当する委員会へ委託する。

第6条　会員研修を担当する委員会は、推薦者ならびに入会希望者に面接するとともに入会資格の適否を調査し、その結果を理事会に答申する。

第7条　理事会は、答申に基づき審査し入会の適否を決定する。入会の諾否は、理事長が推薦者ならびに入会申込者に書面で通知する。

第8条　入会を承諾された者は、入会金および会費の納入をもって正会員又は準会員となる。ただし、入会承認後 １ ヵ年以内に会費等の納入をしない場合はこの限りでない。

２　前項のうち、卒業または脱会した会員と同一の企業に所属する者については、当該年度および翌年度に限り入会金を免除する。また、転勤等により途中脱会した会員と同一の企業に所属する者で、脱会した年度内に入会を承諾された者の年会費は、当該年度に限り前任者の年会費をもってそれに充てる。

第３章　会　　費

第9条　定款第15条に定める入会金ならびに年会費は、次の通りとする。

入会金	特別会員	金 100,000 円（終身会費）
年会費	正会員	金 96,000 円
	準会員	金 20,000 円
	賛助会員	１口金 10,000 円（１口以上）

２　会員が入会を承認された月から月額 8,000 円で算出した金額をその年の年会費として納付する。

3　準会員は入会を承認された月から 12 ヶ月分を年会費として納付する。
4　特別会員は、会員になりたるときより 2 ヵ月以内にその会費を納入しなければならない。
5　賛助会員は、毎年 1 月末日までにその会費を納入しなければならない。ただし、年度途中入会の場合は、その入会のときとする。
6　同一企業の正会員は、2人目以降正会員年会費を 48,000 円とする。
7　20歳～29歳までの正会員年会費は、48,000 円とする。
8　前項又は前々項の会員が入会を承認された月から月額 4,000 円で算出した金額をその年の年会費として納付する。

第４章　会員の失格

第10条　定款第 19 条に定める行為があったときには、会員研修を担当する委員会が実情を調査して理事会に報告する。
第11条　年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、財務を担当する理事は勧告を行い理事会に報告しなければならない。
第12条　例会および委員会に対して欠席が連続 3 回におよんだ会員の所属委員長は会員に対して勧告を行い、勧告後 1 ヵ月以内に適切なる善処の意志表示および行為のない場合は理事会に報告する。
第13条　前条ならびに第 11 条の報告を受けた理事会は、当該会員の過去の状況等を勘案し、その決議により退会せしむることができる。

第５章　休　　会

第14条　正会員及び準会員が長期の病気または海外出張等により、例会、委員会その他一切の行事に出席不可能の場合は、休会することができる。ただし、この場合正会員は、休会届を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2　休会中の会費は、免除とする。
第15条　前条の休会の期限は、1 カ年以内とする。ただし、理事会においてこれを延長することができる。

第６章　準　会　員

第16条　準会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、本会議所外の会合には参加できない。また、一切の票決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第17条　準会員は入会を承認された月から 24 ヶ月の間、その資格を有する。準会員の資格を終えた者は再び準会員となる事はできない。

第18条　準会員は JC ネームプレートは与えられないが、JC バッジ及び JC 名刺は持つ事ができる。

第７章　特　別　会　員

第19条　定款第 9 条の有資格者で特別会員を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、所定の入会金を納入したのち特別会員になることができる。

第20条　特別会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第８章　名　誉　会　員

第21条　本会議所の正会員および特別会員でない者で、本会議所の設立発展に功労のあったものは、理事会の推薦により名誉会員となることができる。

第22条　名誉会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第９章　賛　助　会　員

第23条　本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人、法人および団体は理事会の決定により賛助会員として入会することができる。ただし、会費を納入しないときは退会とする。

2　会員資格は 1 ヵ年限りとする。

第24条　賛助会員を希望する者は、所定の申込書を理事会に提出する。

第25条　賛助会員は、本会議所のあらゆる会合に参加できる。ただし、一切の表決権および選挙権ならびに被選挙権を有しない。

第１０章　顧　　問

第26条　顧問は、青年会議所の活動に対して適切な指導または助言を与える者で、原則として任期は 1 ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。

細　　則

第27条　本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附　　則

本規定は、1985 年 1 月 29 日より一部改正する。
本規定は、1986 年 1 月 19 日より一部改正する。
本規定は、1988 年 1 月 17 日より一部改正する。
本規定は、1991 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、1993 年 1 月 17 日より一部改正する。
本規定は、1994 年 1 月 16 日より一部改正する。
本規定は、1995 年 1 月 14 日より一部改正する。
本規定は、1995 年 9 月 19 日より一部改正する。
本規定は、1997 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、1997 年 9 月 16 日より一部改正する。
本規定は、2001 年 1 月 13 日より一部改正する。
本規定は、2007 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、2017 年 9 月 13 日より一部改正する。
本規定は、2021 年 12 月 15 日より一部改正する。

一般社団法人鹿角青年会議所役員選任の方法に関する規定

第１章　目　　的

第1条　本規定は、本会議所定款第 31 条により、本会議所の次年度の役員（理事長、副理事長、専務理事、理事、監事）の選出の方法を定めたものである。

第２章　理事長・監事選出委員および理事の選出のための選挙管理委員会

第2条　理事長・監事の選出委員および理事を選挙により選出するため、その選挙の管理および執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。（以下選挙管理委員会と称する）

第3条　選挙管理委員会は、委員長 1 人、委員 4 人の定員 5 人とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該年度理事長が理事会の承認を得て毎年 6 月 30 日までに各々指名により選出する。

2　委員の欠員を生じた時は、その補欠は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第4条　選挙管理委員会の任期は 4 ヶ月とする。ただし、理事会の決議により任期を延期することができる。

第5条　委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理および執行に関して責に任ずる。

第6条　選挙管理委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

第３章　理事長・監事の選出委員会

第7条　次年度の理事長および監事を選出するために、理事長・監事選出委員会を置く。（以下選出委員会と称する）

第8条　選出委員会は、当該年度理事および理事経験者 7 人によって組織され、委員長には当該年度理事長がこれにあたる。ただし、委員長の指名により顧問を置くことができる。

第9条　6 人の選出委員は、7 月の理事長・監事選出委員会選挙において 3 人連記かつ無記名投票によって選出する。

第10条　投票は有権者 1 人につき 1 票とし、選挙管理委員会立会いのもとで選挙人が直接これを投票する。その日時・場所・方法・投票用紙については選挙管理委員会がこれを指定する。

2　やむを得ない事由により、投票日に直接投票できない有権者は、選挙管理委員会の定めた方法により不在者投票をすることができる。

第11条　開票は、当該年度監事立会いのうえ、選挙管理委員会がこれを行わなければならない。

第12条　得票多数の上位者より順次選出委員会当選者とし、下位に同数得票があって順位定まらざる場合には、当該年度

監事立会いのもと選挙管理委員会の合議により決する。

第13条　選出委員会の選挙人は、当該年度６月 30 日現在の正会員であり、被選挙人は、当該年度理事および理事経験者、当該年度６月 30 日現在において正会員であるものとする。ただし、理事長経験者は除く。

第14条　選挙管理委員会は、選挙人および被選挙人名簿を作成したうえ、7月の選出委員会選挙執行日の前５日間本会議所の事務局に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第15条　前条名簿に著しい脱漏または誤載があった場合は、当該年度有権者において縦覧期間に理由を記載し文書を持って、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

２　異議申立があった場合、委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合は、選挙人名簿および被選挙人名簿への追加、あるいは更正を異議申立日より ５ 日以内にこれをなし、かつ遅滞なくその決定を告知しなければならない。ただし、縦覧期間経過後の異議申立は認めない。

第16条　選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の ３ 日前に到着するよう有権者に交付もしくは送付しなければならない。

第４章　　理事長・監事の選出

第17条　選出委員会は、選出委員の総意により次年度の理事長および監事２人以上を選出する。

第18条　前条によって選出された次年度の理事長および監事は、当該年度の６月 30 日現在において、正会員たることを要する。ただし、下記に掲げるものは被選挙人となり得ない。

(1) 会費の納入を著しく遅滞しているもの
(2) 次年度において正会員の資格なきもの
(3) 理事経験なきもの
(4) 暴力団員不当行為防止法違反、傷害罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、脱税に関する罪などで罰金以上の刑執行後５年以内の者
(5) 禁固懲役の刑執行後５年以内の者
(6) 暴力団員でなくなってから５年以内の者
(7) 監事においては正会員でなくてもよい

第19条　選出委員会は、第 11 条により選出された次年度の理事長・監事の氏名を遅くとも８月 ７ 日までに理事会に通知しなければならない。

第５章　　理　事　選　挙

第20条　次年度の理事（当該年度理事長を除く）のうち当該年度６月 30 日現在における正会員数の 20%（整数）の理事は、正会員の直接選挙により選出する。次年度の理事の数は、

理事選挙当選者の確定する前までに、次年度理事長予定者が決定する。

第21条　当該年度6月30日現在の正会員は、次年度理事の選挙権を有する。ただし、会費の納入を著しく遅滞しているものを除く。

2　ただし同一業界・団体の会員においては理事構成会員内の3分の1以下で構成しなければならない。

3　親族理事は理事構成会員内の3分の1以下で構成しなければならない。

第22条　当該年度6月30日現在の正会員は、次年度理事の被選挙権を有する。ただし、下記に掲げるものは除く。

(1) 選出委員会において、次年度の理事長および監事に選出されたもの
(2) 次年度において正会員の資格なきもの
(3) 会費の納入を著しく遅滞しているもの
(4) 前年度7月から当該年度6月までの出席率60%以下のもの
(5) 当該年度を含む理事長経験者
(6) 暴力団員不当行為防止法違反、傷害罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、脱税に関する罪などで罰金以上の刑執行後5年以内の者
(7) 禁固懲役の刑執行後5年以内の者
(8) 暴力団員でなくなってから5年以内の者

第23条　選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人および被選挙人名簿を作成したうえ、8月の理事選挙執行日の前5日間本会議所の事務局に備え付けて正会員の縦覧に供しなければならない。

第24条　前条名簿に著しい脱漏または誤載があった場合は、当該年度有権者において縦覧期間に理由を記載し文書をもって、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

第25条　選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の3日前までに到着するよう有権者に交付もしくは送付しなければならない。かつこのときまでに、選出委員会によって選出された次年度の理事長および監事の氏名を有権者に通知することを要する。

第26条　投票は有権者1人につき1票、被選出者数の同数連記制とし、かつ無記名とし、選挙管理委員会立会いのもとで選挙人が直接これを投票する。その日時・場所・方法・投票用紙については選挙管理委員会がこれを指定する。

2　やむを得ない事由により、投票日に直接投票できない有権者は、選挙管理委員会の定めた方法により不在者投票をすることができる。

第27条　開票は、当該年度監事立会のうえ、選挙管理委員会がこれを行わなければならない。

第28条　得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があって順位定まらざる場合は、選挙管理委員会および当該年度監事立会のうえ当該得票者の当選順位を当該年度理事長の抽選により決定する。

第29条　選挙管理委員会は当選者が確定したときは、遅滞なく当

選者の氏名を理事会および正会員に通知しなければならない。

第６章　理事および副理事長・専務理事の指名選出

第30条　次年度の理事長は、前章に定める理事選挙により、その当選者が確定した日から総会前の理事会までに残りの理事を指名により選出する。次年度の理事長によって指名選出される理事は、当該年度の６月 30 日現在における正会員たることを要する。ただし、次の各号に掲げるものは、被指名人となり得ない。

(1) 選出委員会において、監事に選出せられたもの
(2) 第５章に定める理事選挙によって、当選が確定したもの
(3) 次年度において、正会員の資格なきもの
(4) 会費の納入を著しく遅滞しているもの
(5) 暴力団員不当行為防止法違反、傷害罪、暴行罪、凶器準備集合罪、脅迫罪、背任罪、脱税に関する罪などで罰金以上の刑執行後５年以内の者
(6) 禁固懲役の刑執行後５年以内の者
(7) 暴力団員でなくなってから５年以内の者

第31条　次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後、ただちに選挙により選出された理事および指名により選出された理事の全員の中から、次年度の副理事長２人以上５人以内および専務理事１人を指名により選出する。

第32条　次年度の理事長は、選出された次年度の理事および副理事長・専務理事の氏名を当該年度中に開催される総会の前までに、理事会に通知しなければならない。

第７章　通知・報告・承認

第33条　当該年度理事長は、本規定の定めるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第34条　当該年度理事長は、当該年度中に開催される総会において、選出せられた次年度の役員を改めて報告するとともに役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第８章　役員の補充選任

第35条　本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充の必要が生じたときは、その欠員役員が所属する年度の理事長が正会員たる資格のある者より指名によって選出し、補充する。その指名選出は第 30 条に準じて行うものとする。

２　その所属する年度の理事長は、役員の補充選任が行われた以後、最初の総会において役員の選任に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

細　　則

第36条　本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附　　則

本規定は、1984 年 5 月 13 日より施行する。ただし、第 22 条(5)は、1985 年 5 月 13 日より施行する。
本規定は、1986 年 1 月 19 日より一部改正する。
本規定は、1987 年 1 月 18 日より一部改正する。
本規定は、1988 年 1 月 17 日より一部改正する。
本規定は、1990 年 1 月 21 日より一部改正する。
本規定は、1991 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、1993 年 1 月 17 日より一部改正する。
本規定は、1997 年 9 月 16 日より一部改正する。
本規定は、2001 年 9 月 18 日より一部改定する。
本規定は、2004 年 9 月 21 日より一部改定する。
本規定は、2007 年 1 月 15 日より一部改定する。
本規定は、2009 年 7 月　8 日より一部改定する。
本規定は、2014 年 7 月 26 日より一部改定する。

一般社団法人鹿角青年会議所運営規定

第１章　目　　的

第1条　本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめたるため、組織運営等に関する事項を規定するものである。

第２章　役員の任務

第2条　本会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する。

1．理事長

(1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。

(2) 公益社団法人日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会等に出席し、本会議所の有する表決権の行使および意見の発表を行う。

2．直前理事長

理事会に出席し意見を求められたときは、理事長経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

3．副理事長

(1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。

(2) 各々分掌の委員会を統轄して活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整をはかる。

4．専務理事

理事長および副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整統一をし、本会議所の円滑な運営、事務局の統括ならびに対外的な活動のため一体となって努力する。

5．理　事

(1) 理事は他の委員会構成員とともに、本会議所の目的達成のために事業を計画、検討実施する。

(2) 理事のうち、委員長は各々分掌の委員会を統括して活発な活動をはかりその委員会の連絡調整をはかる。

(3) 理事のうち、委員長は会議ごとの議事録、実施する事業の計画書あるいは実施した事業の成果を確認したのち、報告書を速やかに担当の副理事長を経て理事長に提出する。

6．監　事

(1) 監事は、本会議所の業務および財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。

(2) 監事は、他の職務を兼務することができない。

第３章　出　　席

第3条　3 ヵ月毎に正会員の出席率を発表し、年間実質出席率を発表する。

2　年間実質出席率の最低限界を 30%とし、それ未満の会員は、総会の議を経て本会議所定款の定めるところにより、除名することができる。ただし、当該会員は総会において、弁明の機会をあたえられる。
3　実質出席率とは、総会、例会、委員会、全体行事の出席率をいい、役員の場合理事会、新入会員の場合はオリエンテーションの出席率も含む。
4　正会員は、すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は、必ず届出ること。
5　理事長が委員会に出席した場合、要出席回数および出席回数に各１回を加えて出席率を算出する。
6　副理事長が委員会に出席した場合、要出席回数および出席回数に各１回を加えて出席率を算出する。
7　次の各号の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数および出席回数に各 1 回を加えて、報告書の受理された時に出席率を算出する。ただし、主催者側もしくは当該委員長の承認印を必要とする。
(1) ＪＣＩ諸会議
(2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック会員大会
(3) 各地青年会議所の認承証伝達式および記念式典
(4) 各地青年会議所例会
8　数日間にわたって開催される会合は１回として扱う。
9　病気（要医師の診断書）および海外出張等のため、長期間にわたり出席不可能な場合は休会として出席の義務を免除する。ただし、休会届を理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。
10　青年会議所関係の公務のためにあらかじめ届出て、総会、例会、委員会および理事会に欠席した場合は、出席したものとして取扱う。
11　正会員は、すべての会合に出席する際には、原則として、正装を着用し、ＪＣバッチを佩用しなければならない。
12　会合の出席は、規定用紙に署名することを原則とする。

第４章　　例会、定例理事会

第4条　例会は原則として毎月第３水曜日に開催する。
2　例会の運営については、少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。

第5条　定例理事会は、原則として毎月第１火曜日に開催する。

第５章　　事　　務　　局

第6条　事務局は、庶務、財務および渉外を処理する。
第7条　事務局には、事務局長、事務局次長を置くことができる。ただし、必要に応じて若干人の事務局員を置くことができ

る。
2　事務局長、事務局次長は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
第8条　当該年度職務分掌を参照し、職務を実行することとする。

第６章　委　員　会

第9条　定款第42条の規定に基づき、まちづくり委員会、40周年準備委員会を設置する。ただし、別に必要がある時は、理事会の承認を得て特別委員会を設置することができる。
第10条　委員会の構成は定款 43 条の規定に依るものとする。
第11条　委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括するとともに、委員会誌を記録し、理事長に提出しなければならない。
2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
第12条　委員会は、委員長があらかじめ議題、日時、場所などを各委員に通知して招集するものとする。
第13条　委員会は、毎月１回以上開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。
第14条　委員会の会議の定足数は、構成員の過半数とする。
2　委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長がこれを決する。
第15条　委員長は、必要と認めた場合には役員、特別会員、名誉会員、賛助会員および他の会員の出席を求めることができる。
第16条　当該年度職務分掌を参照し、職務を実行することとする。

第７章　褒　　賞

第17条　本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、法人、団体および委員会に対して理事会の決定により行う。ただし、褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。
第18条　年間実質出席率が 100％の会員は、褒賞する。

細　　則

第19条　本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附　　則

本規定は、1984 年 5 月 13 日より施行する。
本規定は、1985 年 1 月 29 日より一部改正する。
本規定は、1986 年 1 月 19 日より一部改正する。
本規定は、1987 年 1 月 18 日より一部改正する。
本規定は、1988 年 1 月 17 日より一部改正する。
本規定は、1989 年 1 月 16 日より一部改正する。
本規定は、1990 年 1 月 21 日より一部改正する。
本規定は、1991 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、1992 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、1993 年 1 月 17 日より一部改正する。
本規定は、1994 年 1 月 16 日より一部改正する。
本規定は、1995 年 1 月 14 日より一部改正する。
本規定は、1996 年 1 月 14 日より一部改正する。
本規定は、1997 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、1998 年 1 月 18 日より一部改正する。
本規定は、1999 年 1 月 16 日より一部改正する。
本規定は、2000 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、2001 年 1 月 13 日より一部改正する。
本規定は、2002 年 1 月 19 日より一部改正する。
本規定は、2003 年 1 月 13 日より一部改正する。
本規定は、2004 年 1 月 16 日より一部改正する。
本規定は、2005 年 1 月 14 日より一部改正する。
本規定は、2006 年 1 月 16 日より一部改正する。
本規定は、2007 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、2008 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、2009 年 1 月 20 日より一部改正する。
本規定は、2010 年 1 月 19 日より一部改正する。
本規定は、2011 年 1 月 26 日より一部改正する。
本規定は、2011 年 12 月 26 日より一部改正する。
本規定は、2021 年 12 月 15 日より一部改正する。
本規定は、2022 年 12 月 16 日より一部改正する。

一般社団法人鹿角青年会議所庶務規定

第１章　目　　的

第1条　本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめたるため、事務局、会計経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定するものである。

第２章　事　務　局

第2条　事務局長は、事務局の管理にあたり、本会議所の庶務を統轄する。

2　事務局長は本会議所の会計を処理し、財務の適正化につとめる。

第3条　総会および理事会の議事録は、議長が指名した者がこれを作成し、事務局長が事務局に備え付けるものとする。

第4条　事務局は、事業年度毎に次の分類に従い文書等を整理、保存しなければならない。

(1) 本会議所の定款、会員名簿、諸規定　永久保存
(2) 総会および理事会の議事録　永久保存
(3) 本会議所内部の文書　5年間保存
(4) 社団法人日本青年会議所
　および各地青年会議所関係の文書綴　1年間保存
(5) 本会議所会報綴　永久保存
(6) 事務局日誌　3年間保存
(7) 受発信簿　1年間保存
(8) 前項に属さない文書　1年間保存

第5条　事務局長は、備品台帳を整理し、出入を記載し、備品を完全に管理しなければならない。

第３章　会　計　経　理

第6条　本会議所の会計に用いる諸帳簿は、次の各号の通りとする。

(1) 帳　　簿（総勘定元帳、現預金出納帳、会費徴収簿）
(2) 決算書類および諸表（収支予算書、会計帳簿、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等）
(3) 伝　　票（入金伝票、出金伝票、振替伝票）

第7条　金銭の出納は、財務を担当する理事が責任管理し、次の証憑を揃えて起票し、期日順に整理するものとする。

(1) 収入については、発行した領収書控
(2) 支出については、受領した領収書
(3) 領収書徴収不能のものについては、受領不能理由を記載した支払証明書

第8条　出納は、つとめて銀行の普通および当座預金口座によって処理し、口座名義は理事長とし理事長印を使用する。

第9条　予算の執行は、財務を担当する理事の権限とし、執行にあたっては、計画を綿密にたて、冗費をはぶき効果的に運

用することに努め、単位事業が完了したときは、速やかに計算書証憑および関係書類を揃え捺印のうえ、理事長に提出しなければならない。

第10条　事務局長は、決算にあたって前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払勘定は、原則としてそれぞれ担当の科目に振り替え、関係帳簿を照合、かつ整理し銀行預金残高証明等を整えなければならない。

第11条　会計諸帳簿は、次の区分に従い保存するものとする。

(1) 決算書類　　永久保存

(2) その他の会計書類　　5年間保存

第4章　慶　　弔

第12条　会員の慶弔に関しては、次の基準により慶弔慰金もしくは記念品を贈る。

(1) 会員の死亡　　10,000円

(2) 会員の長期にわたる傷病（30日以上の入院）　　5,000円

(3) 会員の配偶者の死亡　　5,000円

(4) 以上のほか、必要と認めたときは、正副理事長、専務理事の協議によりこれを決定し、理事会に報告する。

第5章　旅　　費

第13条　理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては、次の通り旅費を支給する。

(1) 目的地までの往復普通料金相当額（用務の都合により特別急行料金を加算する）

(2) 宿泊料は実費相当額

(3) 日当は一日2,000円

第14条　理事長の命じた会員の公務出張に対しては、理事会の決議を経て前条に準じた旅費を支給することができる。

細　　則

第15条　本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附　　則

本規定は、1984年5月13日より施行する。

本規定は、1988年1月17日より一部改正する。

本規定は、1991年1月15日より一部改正する。

本規定は、2007年1月15日より一部改正する。

本規定は、2011年12月26日より一部改正する。

本規定は、2021年12月15日より一部改正する。

一般社団法人鹿角青年会議所基金管理規定

第１章　目　　的

第1条　本規定は鹿角青年会議所定款に基づき会議所基金管理に関する事項を規定する。

第2条　基金は、一般会計予算では支出できない支出、単年度で終了しないで継続する事業に対する支出、総会で決定した事項に関する支出について積立てる。

第２章　財　　源

第3条　この勘定の財源は以下のものをあてる。

1.　毎年規定入会金および特別会員会費の 50%～100%

2.　年度会計終了後の繰越金の中から

第4条　前条の金額は１月理事会で決定し、総会の承認を必要とする。

第３章　基金の管理

第5条　基金を管理するために基金管理委員会を設け正会員資格を有する歴代理事長ならびに現正副理事長をもって構成する。ただし、専務理事も出席して意見を述べることができる。

第6条　基金管理委員会は当該年度の理事長が委員長となり年 1 回開催し、委員長が必要と認めたときは基金管理委員会を招集する。

第４章　基金の運用

第7条　基金の運用については第 1 章の規定より逸脱しない範囲内において基金管理委員会の同意を得て、総会の議決を得なければならない。
ただし基金より生ずる年度内利子収入は、一般会計に繰入れることができる。

附　　則

本規定は、1985 年 1 月 29 日より施行する。
本規定は、1991 年 1 月 15 日より一部改正する。
本規定は、 2021 年 12 月 15 日より一部改正する。

2023 年度 一般社団法人 鹿角青年会議所
職　務　分　掌

(1) まちづくり委員会
1 地域発展のための具体的施策実行に関すること
2 社会的活動に関すること
3 南部州事業に関すること

(2) 40 周年準備委員会
1 40 周年準備に関すること
2 会員拡大のための具体的施策実行に関すること
3 交流事業に関すること

(3) 事務局
1 新年祝賀会に関すること
2 新入会員の登録及び備品の発注、フォローに関すること
3 総会および理事会の準備・運営・資料作成
4 各種大会、事業への登録管理
5 行政・関係機関への各種申請・届出に関すること
6 定款・諸規定に関すること
7 事務局の郵便物及びメールの確認
8 事務局の鍵管理
9 会員名簿発行に関すること
10 行政・関係機関の連携に関すること
11 会員の資質向上に関すること

(4) 財政局
1 会計基準に基づいた会計処理
2 会計基準に基づいた予算編成
3 事業会計に対するアドバイス・指導
4 各種支払いに関すること

(5) 共通職務
1 各種大会、事業への参加
2 会員拡大に関すること
3 事務局の維持・管理
4 情報発信に関すること
5 議事録作成に関すること
6 SDGs の推進